

# 小中学生向け「熊野古道伊勢路」ワークブック作成業務仕様書

## 1 業務名

小中学生向け「熊野古道伊勢路」ワークブック作成業務委託

## 2 業務の目的

三重県では、次世代を担う子どもや若者を対象に、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の熊野参詣道（以下「熊野古道」という。）の価値や東紀州地域の歴史・文化等への理解を促進する取組を通して、地域への愛着と誇りを持ち、地域の担い手となるひとづくりを進めてきた。

今般、新型コロナウイルス感染症を契機として、豊かな自然等の価値が見直されている中、令和2年度においては多くの県内学校の教育旅行の行き先が県内に変更され、熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域の豊かな自然や自然体験等への関心も高まっているところである。

こうした状況を受けて、東紀州地域内外の小中学生が、熊野古道をはじめとする地域の魅力や歴史・文化への理解を深め、自主的な学びにつながる学習用資料として、小中学生向け「熊野古道伊勢路」ワークブックを作成する。なお、作成したワークブックは、三重県ホームページ等にて公開するとともに、熊野古道センター等の集客交流拠点のほか、小中学校等にも配布して、教育旅行での来訪に向けた働きかけにも活用する。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで

## 4 業務の内容

東紀州地域内外の小中学生が、熊野古道をはじめとする地域の魅力や歴史・文化への理解を深め、自主的な学びにつながる学習用資料として、ワークブック（書き込み式）を作成すること。

### (1) 種類・規格

ターゲット層にあわせて、3種類のワークブックを作成すること。

ターゲット層	小学校低学年向け	小学校高学年向け	中学校向け
作成部数	18,000部	21,000部	21,000部
頁数	16頁以上	16頁以上	16頁以上
仕上がりサイズ	A4判・縦型	B5判・縦型	B5判・縦型
用紙	マットコート紙 110kg以上		
印刷色	両面4色フルカラー		
製本	中綴じ		
校正	文字校正 3回以上 色校正 デジタル色校正 2回		

## (2) 掲載内容

・三重県発行の「熊野古道ってなあに？」及び「なるほど東紀州シリーズ」(別紙1)の内容を参考に、ターゲット層に応じた3種類のワークブックのデザイン・レイアウト(文章を含む。)を作成すること。

掲載内容の目安は、「ワークブック構成案」(別紙2)のとおりとするが、熊野古道への興味関心を喚起させ、学びを深めるための工夫等があれば、項目や内容の充実・変更を提案すること。

・ワークブックの掲載内容は、熊野古道の世界遺産としての価値や性格をふまえたものとし、三重県が指定する有識者の監修を受けて、内容について精査をすること。

また、熊野古道をはじめとする地域の魅力や歴史・文化を楽しみながら学べるように、書き込み式の内容をふんだんに取り入れるとともに、ゲーム要素(クイズ形式等)を取り入れる等の工夫を盛り込むこと。

・視覚的にも小中学生の興味を惹きつける内容とするため、各頁1点以上のイラスト、図、写真等を用いること。

・ターゲット層に応じて、学年別漢字配当表に配当されている漢字を使用するとともに、漢字には読み仮名(ルビ)をふること。

・具体的な掲載内容は、企画提案書の提案内容を基に、三重県と協議のうえ正式に決定すること。

## (3) その他

・イラスト、図、写真等の素材について、「熊野古道ってなあに？」及び「なるほど東紀州シリーズ」(別紙1)に使用しているものは必要に応じて三重県から提供する。また、三重県以外が著作権等を有する素材の使用も可能とする。ただし、著作権・肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めて、受託者が必要な処理を行うこと。

・ワークブック作成に係る一切の費用は、すべて本契約費用に含むこと。

・仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し実施すること。

## 5 納品する成果物及び期日等

### (1) 成果物

①事業実績報告書	電子媒体1部、紙媒体1部(A4版、カラー)
②ワークブック(3種類)	電子媒体1部、 紙媒体は小学校低学年向け18,000部、 小学校高学年向け21,000部、 中学校向け21,000部

※電子媒体は、USBメモリ、DVD-R等により納品すること。

なお、ワークブック(3種類)の電子データは、印刷用データ(PDFファイル及びaiファイル。改訂時にも使用できる編集可能なファイル形式を含む。)及びウェブ掲載用データ(PDFファイルの圧縮版)とすること。

## (2) 期日

委託業務完了日から起算して10日を経過した日又は令和3年3月26日(金)のいずれか早い日までに提出し、完了検査を受けることとする。

## (3) 納入場所

- ・別途提供する送付書を添えて、「納入場所一覧」(別紙3)に示す場所に納入すること。
- ・梱包は、原則として、帯封等により仕分けしやすいように整えた上で、縦・横・高さの3辺計が80cm以内のダンボールに詰めることとする(ただし、納入場所の数量によっては、三重県と協議の上、最適な梱包方法の採用可)。

## 6 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び業務仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (7) 受託者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (10) 三重県が受託者を決定した後、契約にあたり、業務仕様書に定める事項及び業務仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。